

# インターネット残高照会サービスに関する約款

## 第1条 約款の趣旨

この約款は丸八証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するサービス「インターネット残高照会サービス」（以下、「残高照会サービス」といいます。）の取扱いを定め、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

## 第2条 残高照会サービスの内容

残高照会サービスは当社ホームページ上の残高照会サービス画面より、お客様専用パスワードにてお客様ページ（お客様の部店コード、口座番号およびパスワードによる認証を必要とするお客様専用ページをいいます。以下同じ）にログインしていただき、お預り残高等を閲覧していただくものです。

2. 残高照会サービスの対象として閲覧できるのは次の各号に掲げるものとします。

- (1) 預り資産残高および評価損益・投資信託の運用損益
- (2) 過去のお取引（取引履歴・特定口座譲渡益税の履歴・特定口座配当等の履歴）
- (3) その他当社が定め、残高照会サービス上に掲げるもの

3. 残高照会サービスの対象として閲覧できる内容を変更する場合は、事前に残高照会サービス上で通知します。

## 第3条 残高照会サービスのご利用

残高照会サービスは、この約款の内容について承諾のうえ、当社所定の書面等にて利用申込みされたお客様のみ利用できるものとします。

2. 残高照会サービスをご利用いただけるお客様は、居住者（国内に住所を有し、または引続き1年以上居所を有する個人）、および国内法人に限らせていただきます。なお、法人のお客様のご利用にあたっては、当社に届け出ている代表者または取引代理人に限ります。

3. 残高照会サービスをご利用いただける時間は、当社が別途定める時間の範囲内とします。

4. 通信機器およびこれに付随する諸費用はお客様のご負担となります。

## 第4条 法令等の遵守

お客様は、残高照会サービスをご利用いただくにあたり、この約款によるほか、諸法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所等の諸規則を遵守するものとします。

## 第5条 パスワードの使用

残高照会サービスはあらかじめ設定されたパスワードの一致をもって、ご利用いただけるものとします。

2. 複数の通信方法または通信機器を使用される場合、残高照会サービスは直近にパスワードの一致した通信方法または通信機器等でのみご利用いただけるものとします。

## 第6条 パスワードの管理

パスワードは、お客様ご自身の責任において、厳重な管理が必要となります。

2. お客様が、パスワードを失念された場合は、当社所定の手続きにより確認あるいは新たに設定いただくものとします。また、当社は、お客様のお取引の安全を確保するため、電話等でのパスワードの間合せにはお答えしないこととします。

## 第7条 サービス内容の変更

当社はお客様に通知することなく、残高照会サービスで提供するサービス内容およびその他のソフトウェアのバージョンを変更することがあります。

## 第8条 残高照会サービスの解約

次に掲げるいずれかに該当する場合は、残高照会サービスは解約されます。なお第2号または第7号に該当する場合は当社からの申し出を経ずに解約されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の方法により残高照会サービスの解約を申し込み、または証券総合取引口座の解約を申し込まれた場合
- (2) お客様が口座開設後に非居住者となった場合、または非居住者であることが判明した場合
- (3) お客様がこの約款に違反した場合、もしくはその恐れがあると当社が判断し、当社が残高照会サービスの解約を申し出た場合
- (4) お客様が残高照会サービスにかかる届出事項等について、虚偽の届出を行ったことが判明し、当社が残高照会サービスの解約を申し出た場合
- (5) 一定期間（1年程度）、残高照会サービスをご利用いただいていない場合において、当社がお客様に残高照会サービスの解約を申し出た場合
- (6) その他、お客様が残高照会サービスをご利用いただくことが適当でないと当社が判断し、お客様に残高照会サービスの解約を申し出た場合
- (7) 全てのお客様に対し残高照会サービスの提供を終了した場合

## 第9条 免責事項

当社は、次に掲げる事項によるお客様の損害については、その責を負わないものとします。

- (1) 通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハードウェア、ソフトウェア）等の障害により、残高照会サービスの提供ができなくなったことによって生じた損害
- (2) 残高照会サービスで提供された内容につき、当社の故意または重大な過失によらず、誤謬、欠陥等があることによって生じた損害  
また、通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ等の障害に起因する残高照会サービスの伝達遅延およびその誤謬、欠陥、遅延、中断等によって生じた損害
- (3) 残高照会サービスで提供するサービス内容およびその他のソフトウェアのバージョンの変更等がある場合に生じた損害
- (4) 天災地変、政変、経済事情の急変、証券・金融市場の閉鎖、その他非常事態の発生など不可抗力と認められる事由が発生し、各種情報の提供等が遅延し、または不能になった場合に生じた損害
- (5) 当社が定める方法以外の通信方法、通信機器等を使用して残高照会サービスを利用したことにより生じた損害
- (6) 解約および変更事項のお届け出前に生じた損害
- (7) 通信回線の傍受等により生じた損害
- (8) 残高照会サービス利用により、お客様が残高照会サービス利用のために使用したコンピュータ等のハードウェア・ソフトウェアに何らかの影響・障害が発生したために生じた損害
- (9) お客様自身で入力したか否かにかかわらず、入力されたパスワード等と、あらかじめ当社に届出されている情報とが一致し、お客様以外の第三者が残高照会サービスを利用したことによって生じた損害
- (10) 残高照会サービスに関し、お客様による残高照会サービスの内容またはその利用方法についての誤解または理解が不十分であることを理由とする損害
- (11) 残高照会サービスの提供を終了することにより生じた損害
- (12) その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (13) 次条に定める届出を怠った場合に生じた損害

## 第10条 届出事項の変更

お客様は、届出事項に変更がある場合、「丸八証券の約款」に準じ、直ちに当社所定の書面にて届出るものとします。

## 第11条 その他約款等の適用

この約款に定めがないときは、「丸八証券の約款」等によるものとします。

## 第12条 準拠法・合意管轄

この約款に関する準拠法令は日本国内法とします。お客様と当社とのこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものといたします。

## 第13条 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、または当社が必要と判断した場合に改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上  
2024年8月